

令和7年度から令和10年度における競争入札に参加する者に必要な資格に関する告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

令和6年12月18日

月新水道企業団

企業長 上 坂 隆 一

第1 資格の種類

令和7年度から令和10年度において、月新水道企業団が締結しようとする契約のうち、1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、当該中央欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、建築工事及びその他の工事の資格にあつては、当該資格を、2の表の定めるところにより、AからCまでの等級に区分する。

1（建設工事）

資格の種類	左の資格に対応する 建設業の許可	主 な 工 事 の 内 容
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業 水道施設工事業	農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事及び特殊工事以外の土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP S コンクリート工事を含む。
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含む。
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作業者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含む。
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、鉄筋工事業	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事をいう。
電気工事	電気工事業、消防施設工事業、電気通信工事業	屋内外電気設備及び幹線工事をいい、弱電工事、電気通信工事及び道路の信号機発電設備、照明設備等も含む。
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業、熱絶縁工事業	室内外給排水、冷暖房、ガス、消化、空気調和、衛生設備工事をいう。
農業土木工事	一般土木工事と同じ	農業農村整備事業等の土木工事をいう。

水産土木工事	一般土木工事と同じ	水産基盤整備事業等の土木工事（漁港工事を除く。）をいう。
森林土木工事	一般土木工事と同じ	治山工事、林道造成工事等の土木工事をいい、環境生活部所管の公園工事を含む。
塗 装 工 事	塗装工事業	一般塗装のほか、道路の線引き等も含む。
道路標識設置	とび・土工工事業	一般路側標識の設置をいう。
造 園 工 事	造園工事業	整地、植栽等による公園、緑地等の築造をいう。
機械器具設置 工 事	機械器具設置工事業、鋼構造物工事業	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター、エスカレーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等を含む。

（設計等）

資格の種類	左 の 資 格 に 必 要 な登録	主 な 業 務 の 内 容
建 築 設 計	一級建築士事務所、二級建築士事務所、※建築設備設計のみの場合を除く	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含む。
造 林		植栽、播種、保育等をいい、地拵えを含む。
土 木 設 計		土木施設物の設計をいう。
測 量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含む。
地 質 調 査		地質又は土質の調査をいい、計測も含む。
道 路 清 掃		機械器具等を使用した側溝、路面の清掃をいう。
技術資料作成		建築設計、土木設計、測量及び地質調査等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいう。

2（工事予定価格に応ずる等級区分）

等 級	土木工事	建築工事	その他の工事
A	900 点以上のもの	900 点以上のもの	800 点以上のもの
B	900 点未満 600 点以上のもの	900 点未満 600 点以上のもの	800 点未満 600 点以上のもの
C	600 点未満のもの	600 点未満のもの	600 点未満のもの

第2 資格要件

1 共通的資格要件

各資格の共通の要件は（１）から（３）のいずれにも該当することとする。

- （１） 政令第１６７条の４第１項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- （２） 政令第１６７条の４第２項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）

の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。ただし、審査基準日の前日までに納期限の到来しているものに限る。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、建築工事、電気工事、機械器具設備工事、水道設備工事、その他の工事
ア (ア) から (ウ) までのいずれにも該当すること。

(ア) 令和7年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（1の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該中央欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、工事請負等入札参加資格審査申請書の提出した年の1月1日（以下「基準日」という。）現在において、引き続き1年以上当該事業を営んでいること。

(イ) 資格審査の申請をする日の直前の建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、（ア）に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、客観的要素及び主観的要素に基づいて算出した合計数値により格付ける。

格付けに係る客観的要素及び主観的要素の審査項目及び基準は、次によるものとする。

(ア) 客観的要素は、工事請負等入札参加資格審査申請書と提出する日の直前に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果通知書の総合評定値を希望工種の客観的要素として用いることとする。

(イ) 主観的要素の審査項目は、工事施工成績とする。

(ウ) 主観的要素の審査基準は、工事施工成績について、前年及び前々年に施行した工事に係る評定点の平均値により、次の区分に従って算定するものとする。この場合において、その平均値に小数点以下の数値があるときは、これを切り捨てるものとする。

評定点の平均値	付与点数
85以上	50
80から84まで	40
75から79まで	30
70から74まで	20
65から69まで	15
60から64まで	10
55から59まで	5
54以下	0

(2) 建築物の設計

次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

(4) 測量に係る契約

次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

(5) 物品の購入、物品の借入、役務の提供等

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 令和7年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 資本金が30万円以上又は従業員が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2) から (5) までに掲げる者以外の者

令和7年1月14日から令和7年1月31日まで（土曜、日曜を除く）

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
(1) に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有するものである企業組合又は協業組合 (1) に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 企業長が特別の理由があると認めた者
企業長の指定する日

2 申請の方法

(1) 資格審査の申請は、申請書類を企業長に提出することにより行わなければならない。申請書類は、建設工事等については、北海道公契連モデル（月新水道企業団様式も可）、物品の購入等については、月新水道企業団様式（北海道様式及び月形町様式でも可）を使用し、誓約書、法定保険加入状況一覧表、納税証明書、印鑑証明書、決算書を添付するものとする。

(2) 中間年に納税状況について中間審査（令和9年2月頃）を行うこととし、中間審査時前に参加資格を得ていた場合は、中間審査時に納税証明書を提出することとする。

第4 資格審査の再申請

1 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

(2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請の方法は、第3の2を準用する。

第5 資格の有効期間及び中間審査

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が令和7年4月1日前である場合は、令和7年4月1日）から令和11年3月31日までとする。

ただし、中間年にあたる2年後（令和9年2月頃）に審査の手続きとして中間審査として各種納税証明書の提出を求め、税の滞納がないか審査を受けなければならない。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。